

セッション1：

｜公共空間の活用～エリアマネジメントの事業と財源の可能性～｜

コーディネーター：坂井 猛 氏／九州大学 教授

パネリスト：谷川 麻裕子 氏／博多まちづくり推進協議会

小林 誠 氏／We Love 天神協議会

杉恵 頼寧 氏／水の都ひろしま推進協議会

内川 亜紀 氏／札幌駅前通まちづくり株式会社

(坂井猛氏 以下、坂井) それではセッション1を始めます。テーマは公共空間の活用、エリアマネジメントの事業と財源の可能性です。よろしくお願いします。

このシンポジウムはお話がありました通り、全国のエリアマネジメント団体の交流、普及、啓発、政策提言等のために設立された団体が、エリアマネジメントに取り組む皆様の議論の場として多くの皆様と交流できることを期待して開催されております。

セッションのテーマがこのようなものですので、財源の話が一つポイントかと思います。アメリカ、イギリスではBIDという活動が、防犯・清掃という大都市の都心部における喫緊の課題に対応するために導入されて、その公共性の高さがBID制度の成立、その後の持続的、発展的な活動に繋がっています。

我が国のエリマネの財源としては、財源確保の方法を幅広く考えれば会費からはじまりまして、負担金、出資金、事業収益、寄付金、協賛金、助成金、補助金などいろいろ挙げるすることができます。大阪の例を別にすれば、日本ではBIDによる財源というよりは、アメリカとイギリスではBIDの次の財源としているような財源で頑張っているというのが現状になります。

それでは、財源確保には公共空間の活用が鍵を握っているわけですが、公共空間をさらに活用していくために現在抱えている課題は何なのでしょう？また、公共空間の活用を進めていくにあたって官民の担う役割は何なのでしょう？このセッションではこの辺りのお話を進められればと思います。

本日は4人の方にプレゼンテーションをしていただきます。パネリストの皆様をお願いしたいことがあります。それぞれの事例で公共空間の活用が進んでいると思いますが、公共空間をさらに活用していくために現在抱えている課題をお出しいただければと思います。プレゼンテーションの中で簡潔にお示しいただきますようお願いいたします。では、早速お一人目です。博多まちづくり推進協議会事務局次長の谷川さんからお願いいたします。

様々な主体とのコミュニケーションにより実現した道路等公共空間の活用

(谷川麻裕子氏 以下、谷川) みなさまこんにちは、博多まちづくり推進協議会の谷川と申します。私どもの公共空間を活用した取り組みについてご紹介させていただきます。

まずは、私どもの活動のエリアとその公共空間について、次に取り組み事例を、そして最後に今後の活用と展開をお話していきたいと思います。

私どもの活動エリアでございますが、博多駅を中心といたしまして、東西約1.5km、南北が1kmの範囲で活動しております。

取り組み事例でございますが、今回は公共空間の活用というテーマでしたので、公共空間をいくつかの種類に分けてお話を進めて参りたいと思います。

まずは公共空間1、道路の活用についてお話ししていきたいと思います。博多駅を中心といたしまして、いくつか大きな通りが通っているのですが、その中でも博多駅とキャナルシティ博多を結ぶはかた駅前通りというのが私どものかなり重要な通りとなっておりますので、そこでの取り組みについてお話ししたいと思います。

この十日ぐらいではかた駅前通りはかなり知名度が上がっておりまして、みなさまもイメージをしていただいてあそこのことかと思われるかと思えます。このお話をするにあたりましてはかた駅前通りをどのように触れようかなと悩んでおりましたが、私どもの活動はこのエリアを除いては話すことができませんので、ぜひこのことをしっかりとお話を参りたいと思います。

まず、一つ目の取り組みとしまして、「はかた駅前“どんたく”ストリート」というものがございます。博多には、博多どんたく港まつりというゴールデンウィークに開かれる大きなお祭りがございますが、博多駅周辺から少し離れたところで本来のパレードは行われております。ゴールデンウィークのイベントでは、随一ではないかと言われるほどの集客を誇るお祭りでございますので、博多駅周辺にもこの賑わいを持っていきたいということではかた駅前通りを通行止めにていたしまして、この通りでもパレードを行なっているところでございます。

続きまして紹介いたしますのは冬の取り組みでございます。先ほどもご紹介をいただきましたが、「冬のファンタジー・はかた」というイルミネーションの取り組みを行なっております。通りのイルミネーションは様々なところで取り組みが行われていると思いますが、博多駅前広場のイルミネーションと通りのイルミネーションでがっちりとタッグを組んでやっているというところが私どもの取り組みの特徴の一つであると思っております。

次は公共空間2ということで、通りから公園の方に少し話を移したいと思えます。ここでは、私どもの活動エリアの中にある2つの公園の事例をご紹介させていただきます。

まず一つ目が藤田公園という公園の事例でございます。今年の9月24日から30日まで「博多朝カフェ&夜バル」というイベントを行いました。このイベントは、朝は朝食スポットとして、夜はバルスペースとして公園を活用するという、飲食ブースを作った取り組みでございます。

お天気に恵まれずに大変苦労したのですが、特に夜は夜空の下での開放的な空間でのアルコールが最高だというお声をいただくなど、大変嬉しい反響もございました。それをまた示すかのように、心地良かったということで滞在時間が長く、来客数はあまり増えなかったのですが、お買い上げいただいた単価がおひとりさま平均三千円を超えるという居酒屋に負けない売り上げをあげることができました。

もう一つの公園活用の事例が、明治公園で行った「博多星空映画館 in 明治公園」というイベントでございます。明治公園には、地下鉄七隈線の延伸工事に伴う大きな防音壁がございます。その防音壁を活用して、特大スクリーンで映画を楽しんでいただくという趣旨の取り組みでございます。一夜限りの取り組みであり、少し寒い日でもあったのですが、2本の映画を上映しまして、延人数500人を超える方にご参加いただきました。弊協議会ではこういった取り組みを行っております。

次は公共空間3、国家戦略特区の道路占用事業の取り組みでございます。昨年度の九月に福岡市も国家戦略特区に認定されまして、私どもの活動エリアにも道路占用事業が行うことができる区域がございます。こちらを活用した取り組みのご紹介をさせていただきます。

昨年度9月に戦略特区に認定されまして、是非第一弾の賑わいづくりをということで取り組んだ

のが、こちらの「ハカタストリートコンテナ」と「はかた駅前マルシェ」でございまして、2つを合わせて「ハカタストリートマーケット」という名称で行いました。

「ハカタストリートコンテナ」は、道路空間にコンテナショップを設置したという取り組みでございます。カフェメニューを提供したのですが、歩道空間にコンテナショップを出すという取り組みは全国的にも珍しいということで、エリアマネジメント団体の皆様からも大変注目をしていただいで評価をしていただいた取り組みでございます。

そして、少し残念なお知らせでございます。期間を見ていただくと11月18日金曜日からと書かせていただいています。あの事故がなければ、本日より皆様楽しんでいただける国家戦略特区の取り組みを行おうと計画しておりました。残念ながら実物はお楽しみいただけませんが、ぜひ取り組みだけはご紹介したいということで少し触れさせていただきます。

はかた駅前通りを400mほどキャナルシティ博多さんの方に進んだところで、現在は有料駐車場として営業を行われております民有地と歩道空間を一体的に活用した取り組みを行う計画をしておりました。

しつらえと致しましては、歩道空間に30mほどのロングカウンターを設置いたしまして、民有地側に屋根に見立てた布をかけたコーナーを作り、そこにテーブルやベンチを置いて飲食店に来ていただいで、カウンターの方はバーカウンターのように、テーブルを置いている方はカフェスポットのようなイメージで使っていきたいと考えておりました。

道路占用事業の場合は、道路に何か出現したという取り組みになることが多いと思うのですが、これが実現していれば、カフェやバーの中に道路ができたのかなというイメージを持っていたのではないのかなと思っております。今回は大変残念だったのですが、是非やりたいと今も思っておりますので実現しました暁には是非ご来場ください。

今後広がる公共空間の活用ということで、私どもはまだ実績は作っておりませんが、平成28年4月から公開空地の活用に関する制度が福岡市でも整備されました。このような制度を活用して、坂井先生からお話がありました財源の確保につなげていきたいと考えております。

公開空地の活用に関する制度は、民有地の公開空地を私どもエリアマネジメント団体が事前にご了承いただいで登録することで活用することができるものであります。また、活用して行われたイベントで上がった売り上げの一部を「まちづくり協力金」として私どもにお預けいただいで、次の取り組みにつなげていくということができるとい制度でございまして、こういった制度を活用していきたいと思っております。

今までご紹介させていただいたイベントを続けてまいりましたが、まだまだ財源の確保というところまではたどり着いておりませんので、これらの取り組みを広めていくということで財源確保を実現していきたいと思っております。

財源の話についてもう一つご紹介させていただきますと、他のエリアマネジメント団体の皆様にも多く類似の事例があるかと思いますが、博多駅周辺の通りでバナー広告をやっております。こちらにも財源確保の取り組みの一つの取り組みとして行っております。

坂井先生からお話がありました、これから公共空間の活用をさらに進めていくための課題はというご質問がございましたので回答させていただきます。

課題というよりも私からはお願いという形になっていくと思いますが、公開空地の取り組みなど、新しいことをやる時には、新しいルールづくりとルールを犯していないかという協議がございまして。そういったことを行うためには、勉強をしっかりとしないといけないのですが、その際いろいろな

方々からのアドバイスが必要になってくると思います。

今は博多区にエリアマネジメント担当の方がいてくださいます、本当に毎日顔を合わせない日はないぐらいコミュニケーションを取りながら、しっかりアドバイスをいただいております。このような担当部署やご担当者の存在ですとか、多くのアドバイスをいただける方がいてくださるといことが本当に助かっております。中央区さまにも同じような方がいらっしやって、私どもと We Love 天神協議会さまと、博多区さま、中央区さま、福岡市さまも集まる定期的な会議も行なっております。こういった活動が長く続いていくと、温度が冷めたり、少しずつ手を引いていかれたりするという話を聞くこともございますが、そうではなくこれからもご支援を続けていただければ私どももどんどんチャレンジを続けることができると思います。以上でございます。

(坂井) 谷川さん、今のお話は、支援をさらに続けていただきたいということが一つの課題ということですね。続きまして、2 人目 We Love 天神事務局事務局次長小林さんからお願いいたします。

あらゆる公共空間を活用した季節イベント開催と歩行者天国恒常化を目指した「歩いて楽しいまち」

(小林誠氏 以下、小林) We Love 天神協議会の小林と申します。それでは取り組みについてご説明させていただきます。まずは弊協議会の概要について説明したいと思います。弊協議会は 2006 年 4 月に設立されまして、今年 4 月で設立丸 10 年を迎えております。

安全安心で快適な環境の形成、地区の価値や集客力の向上、地方経済の活性化、及び生活文化の想像などを目的といたしましてまちづくりを推進している団体でございます。街の目標像としましては、歩いて楽しい街というものを掲げて我々の日々の活動の指針としているところでございます。

会員様の数は 10 月末時点で 127 会員。会員構成といたしましては、エリア内の地権者様や大規模商業施設様を中心とした地区会員、地区に関する企業・団体を中心とした一般会員、行政・警察などの公的機関である特別会員の 3 つに分かれております。

続きまして、弊協議会の活動の概要を説明したいと思います。色々な活動をしておりますが、本日は主に街の賑わいづくりについてご紹介させていただきたいと思っております。弊協議会は各季節に大きなイベントをやっております。

夏は天神こどもまるごとワンダーランドと題しまして、子供達に天神をたのしんで頂いて将来の天神のファン作りを行うことを目的に開催しているものでございます。

コンテンツが 3 つありまして、一つ目は天神涼園地というものでございます。水を使って遊んでいただけるスライダーなどの遊具を設置いたしまして、子供たちが楽しめる空間を提供しています。

2 つ目が天神ワーク体験でございます。多くの企業様にご協力をいただきまして、小学生のお子様たちに職業体験をしてもらおうという趣旨の企画でございます。3 つ目としては、今年から新たに取り組みました、新たに都会の中心でキャンプを体験していただくという天神キャンプという企画もやっております。

秋になりますと、音楽をテーマにイベントを実施いたしております。一つ目は今年で 15 回目の開催となりました、MUSIC CITY TENJIN でございます。本イベントは 2 日間で 13 万人を動員いたします九州で最大規模の音楽イベントとして開催しているところでございます。

二つ目は FUKUOKA MUSIC MONTH と申しまして、9 月の毎週末大きめの音楽イベントが福岡で開催されているのですが、その複数の音楽イベントが連携いたしまして、共同で情報発信などを行う取り組

みを行っております。

冬は「天神のクリスマスへ行こう」でございます。大きく2つのコンテンツを用意してやっております。一つ目はTENJIN Christmas Marketでございます。もうすでに博多駅前では開催されておりますクリスマスマーケットとも連携いたしまして福岡の冬の風物詩を目指してということで、福岡の皆様はもちろん、広域からのお客様にも福岡に来て楽しんでいただくことを目的に、昨年から取り組みをしている事業でございます。

二つ目はTENJIN HIKARI SQUAREでございます。天神の中心にあります警固公園にイルミネーションを装飾いたしまして、クリスマスの雰囲気醸成しているところでございます。特に今年は公園内に本物のアイススケートリンクを設置しまして、さらに賑わいを作ろうと考えております。ここではご紹介しておりませんが、春はファッションをテーマに後ほどお話しいたします FUKUOKA STREET PARTYを開催しているところでございます。

ただいまご紹介いたしましたイベントは広場や公園、公開空地などのいわゆる公共空間を活用して開催しているものでございまして、それらを含めました弊協会の公共空間の活用についてご説明差し上げたいと思います。

我々が活動の拠点としております天神エリアの主な公共空間についてですが、天神涼園地、Christmas Marketといった主要なイベントを開催しておりますのが福岡市役所前広場でございます。また、きらめき通りが後ほどお話しいたします歩行者天国イベント FUKUOKA STREET PARTYを開催しているところでございます。

公開空地の利活用でございますが、公開空地を利用した新たなにぎわい作り、エリマネ財源への寄与を目的に過去3年間にわたりまして実証実験を行って参りました。そして今年度より本格実施している事業でございます。

対象となっている公開空地につきましては4箇所ございまして、天神地区の主な公開空地のほとんどは対象となっております。内容につきましては、公開空地における物販事業について公益性を伴い、かつエリマネ団体が承認した事業について、事業収入の10%をまちづくり協力金としてエリマネ団体に拠出するという条件に、例外的に物販事業を認めるというものでございます。

この制度を活用しました事業における我々の事業収入は、昨年度で180万円ございました。今後はこの事業を積極的に行いまして、我々の財源につなげていきたいと考えているところでございます。

続きましてもう一つの公共空間の活用事例であります、道路占用事業、きらめき通り歩行者天国 FUKUOKA STREET PARTYのご紹介でございます。街が賑わい、通りに新しい価値が生まれるということキャッチフレーズにしまして開催しております。

このきらめき通り歩行者天国のイベントが開催できるようになった経緯でございますけれども、平成26年3月に福岡市が国家戦略特区のひとつであるグローバル創業・雇用創出特区に指定を受けました。同年9月には我々We Love天神協議会が区域計画の認定を受けまして、エリアマネジメントにかかる道路法の特例を活用した公道での賑わいイベントが可能になりました。その2ヶ月後である平成26年の11月に第一回目のSTREET PARTYを開催いたしました。

過去5回開催いたしておりまして、1日あたり5万人から6万人の方にご来場頂いているイベントになっております。直近の第6回目は、11月19日、翌20日の2日間での開催を予定しているところでございます。

道路の歩行者天国化は、我々が目標としております、歩いて楽しいまちの象徴と言えると考えてお

りますので、将来的にはこのイベントの定期開催、ひいては歩行者天国の恒常化を目指して活動しているというところがございます。

何故、きらめき通りで交通規制をかけてもらっているかというロジックは、まず、公開空地などの民地・歩道を活用して店舗展開やイベントを行いますと人がいっぱい集まってきます。そうなるとその人が車道に溢れる可能性が高くなります。そうすると危ないので交通規制が必要だという考え方で、安全のため止むを得ず交通規制をかけてもらっているといった考え方でやっております。

最後に我々の今後の課題と財源の獲得ということでお話しさせていただきます。1点目は今ご紹介いたしました歩行者天国の恒常化についてです。特に課題と認識しておりますのは、イベント開催時の運営費負担と警察協議です。現在交通規制をかけてもらうための考え方に基づくると、公開空地や歩道上でイベントを行うことが必須となっておりますので、そのための費用負担が大きな課題の一つと認識しております。

それに付随して、警察に対しては、毎回イベントの開催の必要性、交通規制の必要性をご説明いたしまして、許可をいただくということで非常に時間や労力を費やしているというのが現状です。このような課題を解決するため、運営費を削減しつつ歩行者天国のイベントの回数を増やして、歩行者天国の必要性を訴えていきたいと思っております。

2点目は既存財源の維持・拡大でございます。先ほどお話ししました公開空地の利活用の財源の他に、河畔を使いましたオープンカフェ事業、収益の一部がまちづくり支援金として入ってくるまちづくり活動支援自販機事業、渡辺通りという大きな通りでやっております、バナー広告事業がございます。こういった既存財源を維持拡大していくことが非常に重要な課題であると認識しております。

3点目は新規財源メニューの開発でございます。先ほど谷川さんからもお話がありましたが、福岡では福岡市さん、まち協さん、そして我々で福岡エリマネ会という団体を立ち上げまして財源についての検討をしております。こちらの活動を積極的にやっていきたいと思っております。また、本年度に立ち上がりました全国エリマネネットワークにおける検討にも積極的に参加して参りたいと考えております。

簡単ではございますが以上でWe Love 天神協議会のご説明を終わります。ありがとうございました。

(坂井) ありがとうございます。天神におけるありとあらゆる公共空間を使っていこうという旨でやっておられます。課題に出されていた一つ、警察協議は何年も続けられているのですが、継続の秘訣というのは何なのでしょう？

(小林) 当初は公道を止める理由や、なぜ道路でやるのかということと言われ続けましたが、ここ最近はずいぶん警察の方でもご理解が進んだようで、少し「ああ、あれね」ということでご理解いただけるような状況にはなりつつあります。これも地道に誠実に協議を続けてきた結果であると思っております。

(坂井) 足繁く通われることで理解していただくようになっているのですね。ありがとうございます。続きまして、水の都ひろしま推進協議会、広島大学名誉教授の杉恵先生お願いいたします。

市民・企業・行政の協働体制による水辺の活用・空間整備とまちづくりが一体化した仕組みづくり

(杉恵頼寧氏 以下、杉恵) 広島市では現在、「水の都ひろしまづくり」を推進していますが、その中で重要な位置を占めております、「水辺の公共空間を活用したオープンカフェ」について紹介したいと思います。

まず、広島市の特徴ですが、太田川デルタの上に広島を中心市街地が発達しており、広島市役所を中心とした半径 5 km の DID 地区に 6 本の河川が流れています。私たちはこれらの河川空間を活用し、京橋川と元安川という 2 つの河川でオープンカフェを展開しております。

広島のデルタにおいては、河川の両岸が緑地としてよく整備されており、歩行空間が豊かで、広島の高い財産になっています。

水の都の実現に向けた取り組みですが、従来の施設整備に加えて、水辺の利活用を中心としたソフト的な取り組みを重視する「水の都ひろしま」構想を平成 15 年に策定しました。構想の中身について申し上げますと、国の河川事業の特例措置、具体的には規制緩和を活用し、オープンカフェやコンサート等、河川空間の利活用を促進するというを中心に構想を作成しております。

つぎに、水の都ひろしま構想の推進イメージを説明します。この中で重要な役割を果たしているのが「水の都ひろしま推進協議会」で、平成 14 年に設立しております。この協議会には、学識経験者や市民団体の代表者、行政の方々が入っております。そして、水の都ひろしま構想に基づいて、「水の都ひろしま推進計画」という 10 年間の実施計画を作成しました。

この推進計画では、国による河川利用に関する特例措置、すなわち規制緩和を活用して水辺の利活用の取り組みを推進し、水の都ひろしまを実現するということになっております。そこで、事業の効果や必要性の高い地区としてモデル地区を 4 箇所設定しました。そのうちオープンカフェについては、原爆ドーム近くの元安川沿いと広島駅近くの京橋川沿いの 2 箇所に設置することになっています。

オープンカフェを実現するためには、河川区域利用に関する従来の規制を緩和してもらう必要があります。まず、規制緩和を行う区域を選定して、それを国に申請し、「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けることとなります。河川区域で設置可能な施設は、河川法の「河川敷地占用許可準則」で定められていて、当時は主に公園緑地等の施設しか設置が認められていませんでした。

平成 23 年に法改正がなされ、広場やイベント施設、そしてこれらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等の新たな施設の設置が可能となりました。施設の運営に関しても、それまでは公的な社会実験としてしか認められなかったのが、一定の条件はありますが、民間事業者による営利事業が常設施設として、継続的に運営できるようになりました。

広島での取り組みはこの準則改正前でしたので、規制の緩和を受け、京橋川の右岸でオープンカフェの実施が全国に先駆けて可能になりました。

オープンカフェを設置するには 2 つ形態があります。その 1 つが「地先利用型オープンカフェ」と呼ばれるもので、民有地が河川区域に隣接しており、民有地にある建物 1 階で経営している飲食店等が、河川区域内の公共空間にエリアを広げて、一体的にカフェを営むものです。

もう一つが「独立店舗型」と呼ばれるもので、河川区域と民有地の間に道路があつて、両地が分断されている場合、店舗そのものを河川区域内に新しく設置して、カフェを営むものです。この場合、道路沿いの建物 1 階で店舗を営んでいる必要はありません。

京橋川右岸には 4 つの地先利用型オープンカフェが設置されており、民有地の店舗は 1 店がイタリア料理のレストラン、2 店が喫茶店、1 店が洋菓子店になっています。これらの店舗が河川区域内の公共用地を活用し、店舗と一体的にオープンカフェを実施しております。

次に独立型店舗のオープンカフェの事例ですが、最初の設置場所は広島駅に近い京橋川右岸の河岸緑地で、交通の便がよく、人通りの多い所です。この緑地沿いには市道があるので、独立型オープンカフェとして平成 17 年 10 月以来 3 店舗が営業しています。店舗の前の河川に接した空間をオープンカフェとして使っております。本来の用途は都市公園ですので、店舗とオープンカフェの間は通路として誰でも通れるようになっています。

川辺のオープンカフェ第 2 段階として、原爆ドーム近くの元安川河岸緑地に平成 20 年 8 月独立店舗型のイタリア料理店が開店しました。店舗面積が京橋川の店舗よりも広く、欧米のカフェと比べても遜色がないものになっています。

水辺のオープンカフェの事業スキームは、私が属している「水の都ひろしま推進協議会」が中心となり、事業主体となっております。

出店希望者は一般公募で募集し、その中から一番適した事業者を選ぶシステムになっています。その際、出店者選定委員会がその任に当たります。この組織は協議会の下部機構で、一部推進協議会のメンバーも入っていますが、周辺住民の理解を得るため地元町内会の会長や出店希望者の経営状況を評価するため経理の専門家も入っています。

出店の事業者が決まりますと、協議会と事業者が出店契約を結びます。そして、建物の設計が完了した後、推進協議会が河川管理者の国や広島県から占用許可を、また都市公園区域内の公園管理者は広島市ですので、市から建物の設置許可を得ます。

事業者（店舗設置者）は事業協賛金や河川使用料を協議会に払い、このうち河川使用料は最終的には河川管理者の県に行きます。一方、事業協賛金は、「水の都ひろしま」構想を推進していく上で必要な事業に協議会が使えるようになっています。

出店の条件ですが、地先利用型の方はそれほど厳しくないのですが、時間の関係で省略させていただき、独立店舗型の場合を説明します。

出店者の営業期間は最長 10 年間となっております、概ね 3 年毎に出店条件の遵守状況を評価します。次に費用負担ですが、店舗工事費は出店者が負担し、区画への電気・上水道の引込み等は市で整備することになっています。そこで、店舗工事費の初期投資が出店者にとって大きな負担となり、個人経営者にとっては厳しい条件になっています。

最近募集するオープンカフェは、店舗の規模が当初より大きくなっており、出店希望者があまり出てこないということで、市の担当者が努力して出店希望者を集めているという状況です。

次に、オープンカフェの効果についてです。店舗設置数が増えるにしたがって、利用者が順調に増えています。現在 16 万 7,000 人／年ほどが利用しており、新たな賑わいの空間の創出に大きく貢献していると言えます。

続いて、店舗設置者が協議会に支払う「事業協賛金」の活用事例について説明します。水辺のコンサートを秋と冬に原爆ドーム対岸の親水テラスで実施しております（年 15 回程度）、この協賛金を開催費用として活用しています。また、「京橋音楽の夕べ」などの地元のお祭り等にも協賛金を出しております。さらに、夜間の魅力アップ向上のため常設のライトアップを設置し、その電気代に支出したり、毎年 11 月から 2 月まで、オープンカフェ周辺にイルミネーションを設置したりするのに使っています。

最後に、オープンカフェの新規展開についてですが、京橋川右岸にある独立店舗区域の対岸（京橋川左岸）に 2016 年 5 月、タイ料理を専門とする店舗が開店しております。さらに、その北側に隣接して 2017 年の春に新しく 1 店舗が開店予定です。

(坂井) 個人経営の方が出店するには少し負担金が高いということが一つ課題でしょうか、ありがとうございました。続きまして、札幌駅前通まちづくり会社の統括マネージャーの内川さん、お願いします。

道路という公的空間を、誰もが活用できる「エリアの資産」に変換する取組み

(内川亜紀氏 以下、内川) よろしくお願いたします。札幌には札幌大通まちづくり会社と弊社とエリアマネジメントの会社が2社ございます。どちらも札幌市さんからの出資をいただきながら、地元の企業とあわせて設立された団体であります。弊社は平成22年に設立いたしまして、設立に際して3年間の検討期間を経て設立しております。現在は社員10名とパート2名体制で運営しております、全員プロパー社員です。

今日は弊社が運営している2つの広場についてお話しします。一つが札幌駅前通地下歩行空間、愛称チ・カ・ホと呼ばれている施設で、もともと道路下にできている地下道ですので道路扱いの場所になっております。もう一つが札幌市北3条広場・愛称アカプラになるのですが、こちらはもともと公共貢献の一環で、隣接する開発に合わせ事業者側で整備していただいた広場です。

まずは地下歩行空間の仕組みについてご説明します。札幌駅前通という札幌駅からすすきのを越えて中島公園という公園のところまでつながる駅前通があるのですが、地下歩行空間はそのうち札幌駅前から大通公園までの520mの区間を示しております。

その下に地下歩行空間があり、道路下ということで道路区域になっております。私たちが広場として活用できるように札幌市さんの方で条例を作っていておりまして、道路管理者さんと広場管理者さんでまず兼用工作物協定を結んでおります。

その上で広場条例というものがございまして、私共は条例に基づき指定管理者として運営をさせていただいております。私たちはチ・カ・ホに関しては指定管理者2期目となっております。1期目の当時はルールらしいルールというものが特段なく、1期目にあたっては使い方を検討するために様々なチャレンジをしてきました。

当初想定していた稼働率は、平日休日合わせて20%前後であったのですが、貸し出しする場所しない場所を明確に分けまして貸し出しをしたということと、通行量が当初想定していた一日40,000人程度に対して、冬場だと倍の80,000人程度通行しており、多様な方が通行しているということもあって、一度出店して頂いた方はリピートしていただいているような状況です。

昨年度の主要なイベントについてご紹介しますと、イベントについては市民の方々にも貸し出しをしているのですが、年間申し込み件数が2,000件を超えています。昨年度は北海道新幹線の開通がございまして、新幹線のPRイベントが多くありました。私たちの指定管理業務を考えますと、賑わいを生み出すことというのも業務の一環であるため、年間50にわたる自主事業も展開しております。

自主事業の一例としては、マルシェやパークと呼ばれるアートイベントを運営しています。こちらのアートイベントに関しては弊社の人材も関わっており、弊社にはジャグリングをやっているジャグラーもいればアーティストもいるということで、ジャグラーだから、アーティストだからこそわかる公共空間の活用をチャレンジし、自分でディレクションをして取り組んでいるような場になっています。

ここで一つ広告についてもご説明します。壁面広告・エリアマネジメント広告についてですが、市道と国道で若干仕組みは異なっておりまして、北一条から北側が札幌市の市道、北一条から大通側が国道となっております。市道部分は行政財産の使用許可申請を出して掲出をしております、国道部分に関しては協議会を形成して掲出に取り組んでおります。こうした壁面広告の収益を先ほどお話ししたまちづくり事業や美化活動等に使っています。以上が広告掲出の流れになります。

次にアカブラについて説明させていただきます。先ほどお話しした通り、アカブラは公共貢献の一環として2年前にオープンいたしまして、道庁前の豊かな景観もあって日常の憩いの場として活用されています。こちらのアカブラは3年くらい前までは車が走っていた車道だったのですが、歩行者専用にしまして、道路区域なのはそのまま変わらずに、道路管理者さんと広場管理者さんで兼用工作物協定というチ・カ・ホと同じ仕組みを使ってルール化している状況です。

両サイドに銀杏の木が植わっているのですが、こちらは土木遺産に指定されていて、赤いレンガの下には札幌で最初に舗装され木塊(もっかい)レンガという木のレンガが埋められています。アカブラについては、公共貢献の一環で三井不動産さんと日本郵便さん、それに行政の札幌市さんが加わり、民間と行政がタッグを組んだ札幌でも分かりやすい事例となっております。こちらに関しては弊社が2年前から指定管理を始めております。四季を意識した地域の魅力向上につながるような取り組みを地元の方々と連携して行っておりまして、新しい施設も大切に使うことで愛着を生み出していけるという想いのもと、大切に使うもらえるように、大切に感じてもらえるような空間になるように日々運営しております。

このような公共空間から生まれた収益をまちづくりへ還元するというので、指定管理費や広告費や広場の利用料を合わせて年間2億4,000万円ほど収入がありまして、支出としてはまちづくり事業50事業ほどに対して年間6,000万円ほど拠出をしている状況です。駅前通地区はもともと業務エリアであり、働く人が主人公であると思っております。ずっと公共空間の活用ばかりやってきたのですが、ようやくまちづくりのビジョンも検討できるようになってきていまして、交流できる場が必要になってきたと思っております。現在は2ヶ月に一度、次のまちづくりを考えるために沿道ビルの方にお集まりいただいて、まちカフェをしている状況であります。

今の課題について言いますと、地下歩行空間というのは次々にビルが接続する状況になってきますので、今のチ・カ・ホの形態が永久に続くわけではないということで、新しい財源を獲得できるようなメニューを作らなければならないと思っております。また、道路は車が走ったり人が歩いたりする場所なのですが、それだけではなくみんなの資産であるということを認識できることが大切であると思っております。まちづくりが自分ごとである人たちをより集めていくべきだと思っております。以上です。

(坂井) ありがとうございます。それぞれの場所でそれぞれの課題があることをご覧いただけたかと思えます。

エリアマネジメント団体における「官」と「民」の役割分担・連携体制の重要性

(坂井) 次に、二つ目の課題を一言ずつ4人のパネリストに投げかけたいのですが、いろいろな方が集まって色々なエリアマネジメント団体が構成されています。特に民間と行政の役割分担が大事ではないかと思っています。

今お話を伺っている中で内川さんのところ、札幌がいろいろな取り組みをされておりまして上手くいっていると思います。内川さんから順番に民間と行政の役割分担についてお話いただけますでしょうか？

(内川) 私たちも日々チャレンジしながら活用してきているのですが、今こうやって取り組んでいけているのは、エリマネ団体が自立していけるように札幌市さんが制度や仕組みをきっちり検討して頂いたということに尽きるのではないかと考えています。

先ほど谷川さんがおっしゃっていましたが、私たちもエリマネ担当の方と毎日のようにやり取りをしております。大変ご迷惑をかけているのは間違いないと思うのですが、日々使っていく場にしていきたい、このまちをよくしていきたいという目標はおそらく同じだと思いますので、きちんと相談していけるようなチームのような関係が続いていければ良いと考えております。

(杉恵) 官と民の役割は何かということですが、広島の場合は水の都ひろしま推進協議会が重要な役割を果たしていて、店舗設置者と官との間を繋いでいます。この協議会がないと、単独で店舗設置者が関係法規を理解し、河川管理者から占用許可、公園管理者から設置許可を得ることになりますが、これでは出店するのに大きなハードルになると思います。実質的には、協議会を支えている市の事務局がやってくれているのですが、そういった組織がないと、河川区域にある公共空間の活用は難しいと思います。

河川区域の公共空間は、単に空地があるということではなく、都市公園として市民に広く利用されています。空地を一般の人が通行できるということで、なんでも自由に利用できるということではないということを店舗設置者に理解してもらう必要があります。店舗設置者が通路の上に店の看板を出したり、店の備品を契約した区画外に置いたりすることがあるのですが、そのようなことがあると民の店舗設置者がルールに違反しているのに、市民から管理者である官の方に苦情が出てきます。このような問題に対しては、官と民の間を取り持つ協議会が、公共空間の利用ルールを守って店舗を運営していくよう指導することになります。今回紹介した広島市の取り組みは、その一つの先例になると思います。

(小林) 我々も公共空間はいろいろなところで使わせてもらっておりまして、道路や公園も利用しているのですが、特に公園の活用については賑わいづくりと公園の本来の利用目的である憩いのバランスを取ることが難しいです。

そこで官と民の役割を考えた時に、福岡市さんと博多まち協さんと我々が一緒になっていろいろなことを考えています。その中で、官である行政さんの方では公園だからできないこと、つまり規制について色々検討いただいて緩和をしてもらっており、我々エリマネ団体は、民間側の地元の方との調整や民間として調整できることをやっていくという役割分担で、一緒になって進めていくことが大事であると考えています。

(谷川) 皆さんと似ているところが多分にあるのですが、たしかに役割分担を明確に示すことがモデルケースになったり、効率的に実施していくために必要なのではないかと考えてはいます。しかし、一方で私たちが今行っていることを振り返ってみますと、まちの事を考えたり、まちの人たちを考えたり、まちの歴史を考えたりすることはとても難しく、時には面倒な事なのかもしれないと考えてい

ます。もしこのような面倒なことをやっていくのが私たちならば、今一緒にやっていただいているように、繰り返し対話をしてお互いに想いをぶつけ合って、その時にできることをその時にできる人が怠らずにやっていくことがとても大事であると思っております。

どのような分担がいいのかという質問に対して答えていないのかもしれませんが、保井先生のお話にもあったローカリズムという言葉を私たちに当てはめると、分担についてもローカリズムの考え方がこれからの道しるべになるのではないかと思ってお話を聞いていたところでございました。以上です。

(坂井) ありがとうございます。それぞれの場面でそれぞれのことを検討していく中で、ケースケースで違ってくるとというのが谷川さんのお話だったと思います。想いをぶつけて役割分担をその都度決めていくということが一つ。

また、大きなところでは対規制は行政の役割であり、地元の方との協議をどうするかということは民の役割であるというお話。さらには、協議会という役割が全体を包む風呂敷として大変有効であるという杉恵さんのお話。さらに、そうはいつでも下ごしらえをした行政の役割がエリマネ団体が育つまでは大きかった、そして次の課題に向けて今頑張っているという内川さんのお話。

4つ団体があるとそれぞれで苦勞しているお話が聞けましたし、これからの展望も多少聞けたのではないかと思います。ここでセッション1を終了します。ご静聴ありがとうございました。